平成２１年（フ）第５５５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18112番地１
破産者　有限会社都農運輸
１　期日　平成22年９月17日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年７月16日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５号
山口市大内御堀3848番地56
破産者　田村はるみ
異議申述期間　平成22年８月17日まで
平成22年７月16日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３２８号
山口県防府市大字向島165番地　松井マサヨ貸家、開始決定時の住所山口県防府市勝間３丁目６番37号
破産者　森岡産業こと　森岡　　晃
異議申述期間　平成22年８月20日まで
平成22年７月16日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０９号
大阪市西区九条南２丁目26番20―402号
破産者　山根　美苗
異議申述期間　平成22年９月10日まで
平成22年７月16日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５５８号
さいたま市北区東大成町２丁目252番地１
破産者　田中　建治
免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
平成22年７月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
さいたま市見沼区春岡１丁目19番地１
破産者　岡﨑　　毅
免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
平成22年７月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４７号
大阪府豊中市大黒町３丁目13番10号
破産者　西原　勝彦
免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
平成22年７月15日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０６２号
東京都中野区白鷺２丁目29番19号
清算株式会社　タジマ土地建物株式会社
代表清算人　松谷　康明
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０９５号
東京都町田市原町田６丁目６番14号
清算株式会社　雑賀屋不動産株式会社
代表清算人　石井敬一郎
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　（協定債権）
各債権者及び特別清算会社（清算株式会社のことをいう。）は、各債権者の特別清算会社に対する協定債権（担保権を有する協定債権を含む）の金額が別紙１「一般協定債権一覧表」及び別紙２「担保付協定債権一覧表」記載の通りであることを確認する。
第２条　（一般協定債権の権利変更）
１　第１回弁済
⑴　特別清算会社は、一般協定債権者らに対し、一般協定債権（別紙１「一般協定債権一覧表」の協定債権）のうち、元本及び開始決定日前日までの利息・損害金の合計（以下「元本及び開始前利息損害金」という）については、その2.5％に相当する額を、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月後の日の属する月の末日限り支払う。
⑵　特別清算会社は、一般協定債権のうち、開始決定日以降の利息・損害金については、本協定の認可決定が確定したときに、全額免除を受ける。
２　第２回弁済
特別清算会社は、一般協定債権者らに対し、特別清算会社の全資産の換価が終了し、かつ最終的な弁済ができる状態になったときには、特別清算会社の全資産の換価代金総額から第４条の「共益費等」を除いた残額を、元本及び開始前利息損害金から既に弁済した金額を控除した残額に応じて按分して支払い、右支払をしたときに、残債権全額の免除を受ける。
３　繰上げ弁済
特別清算会社は、一般協定債権者らに対し、第１回弁済後から第２回弁済までの間において、資産の換価状況に鑑み相当額を、元本及び開始前利息損害金から既に弁済した金額を控除した残額に応じて按分して支払うことができる。
４　追加弁済
第２項に定める第２回弁済終了後、特別清算会社に属する新たな財産が発見された場合には、速やかにこれを換価し、一般協定債権者らに対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、元本及び開始前利息損害金から既に弁済した金額を控除した残額に応じて按分して支払う。この場合、第２項に定める債権放棄の効果は、新たにされた弁済の限度で遡って効力を失う。
第３条　（担保権付協定債権の扱い）
担保権付協定債権（別紙２「担保付協定債権一覧表」の協定債権）については、担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分（以下「不足額」という）が確定したときに、権利変更の対象となり、第２条の定めを適用する。
但し、不足額が確定した日に既に弁済期の到来している弁済金については、担保付協定債権者から特別清算会社に対して不足額の通知を受けた日から２ヶ月以内に支払う。
第４条　（共益費・公租公課等の支払）
特別清算会社は、共益費・公租公課及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という）は、協定債権に優先して支払う。
第５条　（さいか屋債権の扱い）
特別清算会社は、株式会社さいか屋（以下「さいか屋」という）が特別清算会社に対して有する債権のうち、金2,809,915,409円及び額未定（内訳は以下のとおり）については、特別清算会社が物上保証人としてさいか屋の借入金について担保提供している資産の処分に伴い取得する求償権との相殺をし、全ての資産の処分・相殺が終了した時点で、相殺後の残金全額について免除を受ける。
元金：2,808,038,736円
開始決定日前日までの利息損害金：1,876,673円
開始決定日以後の利息損害金：額未定
第６条　（端数の処理）
一般協定債権に対する弁済額の計算において生ずる一円未満の端数は切り捨てる。
第７条　（弁済の場所）
本協定による一般協定債権に対する弁済（配当）は、特別清算会社の費用負担により、債権者の指定する銀行口座への銀行振込手続により実施する。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部